

浄化槽の適正な管理について

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置なので、微生物が活動しやすい環境を保つよう維持管理することが大切です。浄化槽の管理が適正に行われないと、次第に浄化槽の機能が低下し、地域の環境汚染の原因となります。

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査に分かれますが、浄化槽法でそれぞれ定期的を実施することが義務付けられています。

◎ 保守点検

保守点検は、浄化槽の点検、調整、補修や消毒剤の補給などを行います。県知事登録業者に依頼し、年3回以上実施しましょう。

◎ 清 掃

清掃は、槽内の掃除やたまった汚泥を抜き取る作業です。市町村長の許可を受けた業者に依頼しましょう。また、清掃の技術上の基準に従って、年1回実施しましょう。

◎ 法 定 検 査

法定検査は、自動車の車検に相当するもので保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく機能しているかどうかを判定するものです。県で指定する検査業者に依頼し、毎年1回受検しましょう。

なお、浄化槽法の改正により平成18年2月1日から、県知事は、法定検査の未受検者に対し、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、勧告、命令ができるようになりました。また、命令に違反した者は、30万円以下の過料が処されます。

浄化槽の正しい使い方

- ① トイレの洗浄水は、十分な量を流す。



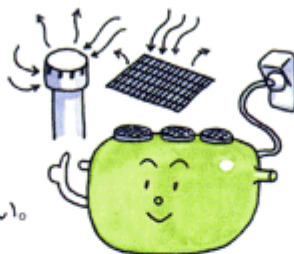
- ② 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



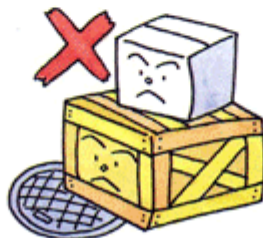
- ③ トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



- ④ 浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



- ⑤ マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。



- ⑥ 消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。



- ⑦ 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。

